

抗議声明

「カット愛労委」・不当命令を弾劾する！！

3月29日、愛知県労働委員会は、平成20年（不）第9号不当労働行為救済申立事件（カット愛労委）に対して、不当な命令を下した。

われわれは、この不当命令を満腔の怒りを込めて弾劾する。

地本は、平成19年年末手当カット14名、平成20年夏季手当カット14名、平成20年定期昇給カット6名がカットされたことは、加藤誠二さんの不当撤回ストライキの報復だとして、2008年10月10日、愛知県労働委員会に救済申立を行った。

申立以降、四年間にわたり、労働委員会の審問を通して、現場管理者による些細な理由や恣意的な判断によって加えられたボーナスカット・定期昇給カットであることは明白となった。

ところが、愛知県労働委員会は、その命令書において、会社側に広範な裁量権があることを理由にして、管理者の指摘は根拠のないものではないとして、ボーナスカット・定期昇給カットを容認する命令を下した。

さらに、証人審問で、今回のボーナスカット・定期昇給カットは、全社員数の3%にも満たないJR東海労働組合員がカットの約半数を占めているにも関わらず、「他の組合員別の本件減率等の適用に係る人数を明らかにしないとしても、恣意的に減率等の適用をしているとは認められず」と会社の主張を認めている。

しかも、会社の勝手な人事評価でしかないのに「非違行為として減率等の適用事由とすることが相当性を欠くものとはいえない」と会社のフリーハンドを容認している。

これらは、会社の職場における「命令と服従」の支配体制を認めるものであり、JR東海に働くすべての社員の問題でもある。

愛知県労働委員会の不当極まる命令を断固許さないことを明らかにする。

今、現在でも、「命令と服従」のための会社の攻撃である添乗や試問、そして見せしめとしてのボーナスカットがかけられてきている。

われわれは、仲間を大切に作る職場づくりをめざすと共に、職場からさらに闘うものである。

2013年3月30日

JR東海労働組合名古屋地方本部